

公立小・中学校及び義務教育学校に在籍し、
教育支援センター等に通うお子さんがいる保護者の皆さまへ

市町教育委員会で就学援助の認定を受けている方、住民税非課税世帯の方に



教育支援センター・フリースクール等における 交通費及び体験活動や実習などの費用を 支援します



栃木県教育委員会では、経済的な理由で教育支援センター・フリースクール等に通うことが難しい公立小・中学校及び義務教育学校に在籍するお子さんが、社会的な自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、交通費及び体験活動や実習等の実費を支援しています。

1 支給対象となる方

公立小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校」）に在籍する児童生徒の保護者で、次のアからオまでの全てに該当する方

- ア 栃木県内に住所があること。
- イ 教育支援センター・フリースクール等で学習していること。
- ウ 在籍する小・中学校において、教育支援センター・フリースクール等での活動が「出席扱い」になっていること。
- エ 保護者が、住所のある市町から就学援助の認定を受けている、又は住民税非課税世帯であること。
（ただし、就学援助等、他の制度で交通費、校外活動費が全て支給されている場合は除きます。）
- オ アンケート等の調査に協力し、同意できること。

2 支給内容

教育支援センター・フリースクール等に通うための交通費及び体験活動や実習等に必要な実費

3 限度額

月額10,000円を上限とします。

4 申請期間

在籍する学校に申請書を提出した月の費用から支給対象となります。

令和8（2026）年度事業では、令和9（2027）年1月分までの費用を対象とします。

- ※ 支給認定には審査があります。
- ※ 各種申請書には提出期限がありますので、お早めに御提出ください。

詳しくは
栃木県ホームページを御覧ください。
ホーム＞教育・文化＞学校教育＞児童・生徒指導
＞いじめ対策・不登校支援等推進事業



申請・その他の詳細については、
在籍している学校又は下記の連絡先までお問い合わせください。

栃木県教育委員会事務局義務教育課指導担当
電話 028-623-3392